

令和3年10月1日作成

令和4年度入園（所）のしおり

～認定こども園・保育所（園）・幼稚園～



宮古市保健福祉部こども課
保育係

〒 027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
☎ 0193-62-2111（内線）1317～1319

❀ 保育施設利用の際の「認定」について ❀

認定こども園や保育所（園）、家庭的保育事業所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用する場合には、教育・保育の必要性の認定を市から受けることになります。認定される区分によって、下表のとおり、利用できる施設が変わります。

また、2・3号認定の場合は「保育の必要な事由」により、入所後の「認定期間」や「保育の必要量」が変わります（事由、必要量、認定期間ともに2ページで説明）。

下表で説明している**認定区分「1号」「2号」「3号」**という用語は、このページ以降にて「3歳以上で幼稚園機能（教育）利用」「3歳以上で保育所機能（保育）利用」「3歳未満で保育所機能（保育）利用」という意味で頻繁に登場します。

認定区分	利用先	対 象
1号認定 （教育標準時間 認定）	認定こども園 （幼稚園機能） 新制度移行の幼稚園	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定 （保育認定）	保育所（園） 認定こども園 （保育所機能）	子どもが満3歳以上で、 <u>保育の必要な事由</u> があり、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 （保育認定）	家庭的保育事業所	子どもが満3歳未満で、 <u>保育の必要な事由</u> があり、保育所等での保育を希望する場合



「保育の必要な事由」及び「認定期間」とは？

保育所等で「保育」を希望する場合は、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。子どもや保護者の状況が下記にあてはまれば、「保育の必要な事由」に該当し、2号または3号の保育認定を受けることができます。

なお、「保育の必要な事由」によって入所後の「認定期間」が異なります。認定期間が終了し、継続入所を必要とする場合は、新たな事由（求職活動→就労等）か、事由が継続すること（保護者の疾病→療養期間の延長等）を申請する必要があります。

- ① 就労（フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての種類の就労で、月の就労時間が48時間以上となる場合）（認定期間：期間の定めのない就労の場合は小学校就学まで。有期雇用の場合は、就労期間の最終日の属する月末まで。）
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと（認定期間：母子手帳を取得してから、分娩予定日または産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで）
- ③ 保護者の疾病、負傷、若しくは精神、身体に障害を有していること（認定期間：障害者手帳等の保有や、診断書の記載内容など、疾病等の種類・状況による）
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること（認定期間：③に同じ）
- ⑤ 災害復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動中であること（認定期間：3ヵ月）
- ⑦ 就学中（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）であること
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること（認定期間：育児休業が終了する日の属する月末まで）
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

「保育の必要量」について

2・3号認定を受ける人は、保育の必要量によってさらに、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、その時間の範囲の中で利用できます。

◎「保育標準時間」

- ・フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）の区分です。

◎「保育短時間」

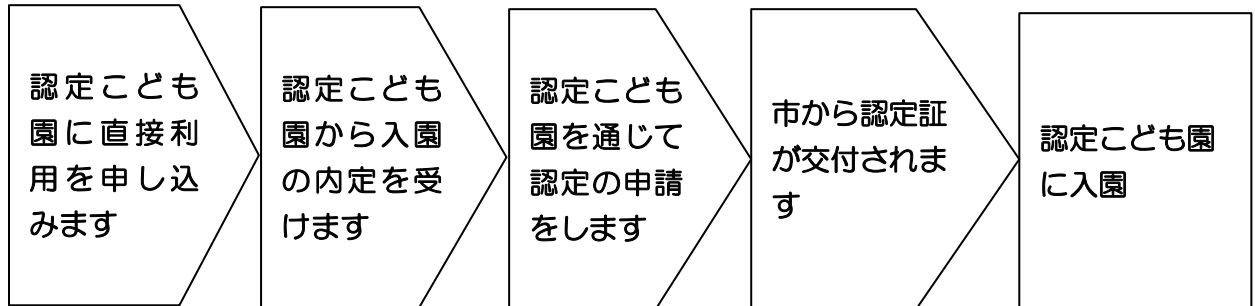
- ・パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）の区分です。

求職活動を理由として保育所入所となった世帯は、こちらに該当します。

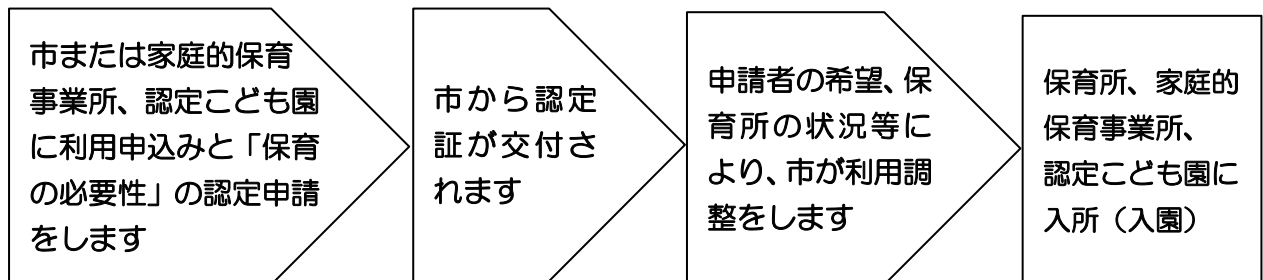
※短時間利用の利用時間帯は、保育施設により異なります。（11ページの施設一覧に記載しています。）

利用手続きの流れは？

- ◎認定こども園宮古泉幼稚園・そけい幼稚園・宮古ひかり（幼稚園機能）・あかまえこども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合



- ◎保育所（園）・家庭的保育ルームつくしんぼ・子育てサポートセンターククナの家・認定こども園宮古ひかり（保育所機能）・あかまえこども園（保育所機能）の利用を希望する場合
（第2希望以降を認定こども園や家庭的保育事業所にもすることもできます。）



- ◎幼稚園の利用を希望する場合（小百合幼稚園は、新制度移行の幼稚園となります。私立幼稚園ですが、市に認定申請をします。）



利用料（保育料）について

◎認定こども園・家庭的保育事業所・幼稚園

0歳から就学前までのすべての期間で、無料です。

※給食費（主食代）・・・1号認定においては別途負担

（副食費）・・・月額4,500円を超えない範囲で軽減します。

必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。

入園（所）後、園を通じてお手続きいただきます。

※別途スクールバス維持費等の負担が必要です。

◎保育所（園）（公立・私立共通）

0歳から就学前までのすべての期間で、無料です。

※給食費（副食費）・・・月額4,500円を超えない範囲で軽減します。

必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。

入園（所）後、園を通じてお手続きいただきます。



❀認定こども園と保育所（園）等の違いとは？❀

	1号認定 (認定こども園幼稚園機能) (新制度移行の幼稚園)	2・3号認定 (保育所(園)、認定こども園保育所機能) (家庭的保育事業所)
主な目的	教育	保育
対象	満3歳から小学校就学前	保育の必要な乳児（1歳未満）、 幼児（1歳から小学校就学前）
入所の条件	年齢以外の入園条件はなし	保護者が仕事や病気などで子どもを保育できないとき
保育料	0歳から就学前までのすべての子どもが無料	
保育時間	原則1日4時間 延長（預かり保育）も可 長期休業（夏休み冬休み）あり ●1日の流れの例 8：30 登園・遊び 10：30 朝の集い クラス活動 (カリキュラムに基づく活動) 11：30 給食準備・昼食 12：40 片付け・遊び 14：00 降園または預かり保育 18：30 預かり保育降園	原則1日8時間 延長保育実施保育所あり 長期休業なし ●1日の流れの例 7：30 登園・遊び 9：30 3歳児未満 おやつ 午 前 課題遊び 11：30 未満児から昼食 12：45 お昼寝準備・着替え 15：00 目覚め・おやつ 午 後 課題遊び 16：00 随時降所・集団保育 18：00頃 閉所（閉所時間は施設によって異なります）
給食	任意（設置者による） 週4回または5回 副食給食（ご飯持参）または 主食付き ※施設によって異なります。	義務 2歳児までは完全給食 3歳児以上は副食給食（ご飯持参） ※認定こども園宮古ひかりは3歳児以上も 主食付き
スクールバス	利用可能	保育所……なし（保護者が送り迎え） 認定こども園……2号の子どもが利用可能 家庭的保育事業所……なし (保護者が送り迎え)

※給食やスクールバスについては、宮古市内の施設の内容です。

❀認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園について❀

1 市内の認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園

名称、所在地等は 10 ページ一覧のとおり。

- ・私立認定こども園（幼稚園機能） 4か所
- ・私立幼稚園 1か所

2 開園時間 8時30分（施設により9時）～14時00分

※ 通常の開園時間の前後に、預かり保育を実施しています。

【預かり保育時間】

平日	7時30分（施設により7時）～8時30分、 14時～18時30分
土曜日・長期休業日	7時30分（施設により7時）～18時30分

3 入園の手続きについて

認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園の入園手続きについては、各施設に直接ご確認ください。

4 その他の手続きについて

☆子育てのための施設等利用給付

預かり保育を利用する場合、「保育の必要性」があるという認定を受けることで、利用料は、利用日数に応じ、月額 11,300 円まで無料になります。

「保育の必要性」があるとは、2 ページに掲載されている「保育の必要な事由」のことを指しています。

❁ 保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・

家庭的保育事業所について ❁

1 市内の保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・家庭的保育事業所

名称、所在地等は 11 ページ一覧のとおり。

- ・公立保育所 11 か所
- ・私立認定こども園（保育所機能） 4 か所
- ・私立保育園 3 か所
- ・家庭的保育事業所 2 か所

2 開所時間

公立・私立	施設名	開所時間	延長保育
公立保育所		7:30~18:00 ただし、指定管理となっている津軽石保育所と花輪保育所は、7:30~18:30	無
私立保育園	常安寺保育園	7:30~18:30	19:00
	宮古保育園	7:30~18:30	19:00
	いずみ保育園・分園	7:30~18:30	無
私立 認定こども園	認定こども園宮古泉幼稚園	7:30~18:30	無
	認定こども園宮古ひかり	7:00~18:00	19:00
	認定こども園そけい幼稚園	7:30~18:30	無
	認定こども園あかまえこども園・さくらんぼ分園	7:00~18:00	19:00
家庭的保育事業所	家庭的保育ルームつくしんぼ	8:30~18:00	無
	子育てサポートセンターククナの家	8:30~18:00	無

※上記時間の範囲内で、認定を受けた時間を限度に利用することができます。

（「保育標準時間」「保育短時間」の施設ごとの利用時間帯は、11 ページに掲載しています。）

※常安寺、宮古、認定こども園宮古ひかり、認定こども園あかまえこども園では延長保育を実施しています。

※初めて入所のお子さまや年齢の小さなお子さまなどは、「ならし保育」にご協力いただく場合があります。

「ならし保育」とは・・・新規入所のお子さまが保育所生活に慣れるよう、徐々に保育時間を延ばしていくことです。

3 「保育の必要な事由」と確認書類

認定を受けようとする「保育の必要な事由」により、確認書類が異なります。

保育所に入所後も、事由に変更が生じたつど、市へ届け出ていただく必要があります。

(1) 就労の場合

条 件	確認書類
・就労（フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての種類の就労で、月の就労時間が 48 時間以上となる場合）	・就労証明書、自営業申立書、就労状況申告書（農業・漁業用）、内職証明書のいずれか

(2) 妊娠中であるか、出産後間がない場合

条 件	確認書類
・妊娠中であるか、または出産後間がないこと（産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月末まで）	・母子手帳の写し （表紙等、母の氏名のあるページ及び出産予定日が記載してあるページ）

(3) 保護者の疾病、負傷、若しくは精神、身体に障害を有している場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 1～4 級または知的障害者、精神障害または疾病を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書のいずれかの写し
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 1 か月以上の入院の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 1 か月以上の通院で、通院に要する時間が 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上、月 15 日以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書

(4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 1～4 級または知的障害者、精神に障害または疾病を有する者の世話をしている者 また、それ以外であっても、常時介護が必要と判断される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 看護または介護を受けている者の ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書のいずれかの写し ・診断書
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 1 か月以上の入院の付添い 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の診断書
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 1 か月以上の通院で 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上の通院付添看護を必要な期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院患者の診断書

(5) 災害復旧にあたっている場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書

(6) 求職活動中（または予定）の場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭外で仕事をするため求職活動をしている、または入所後に活動予定の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動等による保育必要事由申出書（現在ハローワークカードを所持し活動を行っている者は、カードの写しでも可）※入所後は、就労など他の事由に切り替わるまで、定期的に求職活動報告書を提出していただきます。

(7) 就学中（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）の場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、大学、専修学校、各種学校等に在学している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中であることを証明する書類

(8) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得し、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得中であることを証明する書類（就労証明書等）

4 保育所・認定こども園・幼稚園の入所手続きについて

(1) 必要書類

- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書／施設・事業利用申込書」（児童1人につき1部）
- ②入所児童健康調査票（2号・3号入所児童1人につき1枚）
- ③「保育の必要な事由」に関する書類（2号・3号入所児童）
7～8ページの『3「保育の必要な事由」と確認書類』を確認のうえ、該当する書類をご提出ください。
- ④マイナンバー（個人番号）記入用紙（提出が無くても申請は受け付けます。）
- ⑤その他
 - ・児童の父母で令和3年1月1日時点で宮古市に住民票のない方（転入者等）・・・令和3年度住民税課税証明書
※令和3年1月1日時点で宮古市に住民票のない方は、令和3年度課税証明書の提出が必要となります。
 - ・父母のどちらかが単身赴任等により市外居住の場合
・・・住民票 及び「税情報等提供署名書類」
 - ・児童が食物アレルギーをお持ちの方・・・生活管理指導表

(2) 入所申込の受付

入所申込に必要な書類は、市こども課、市総合事務所（田老、新里、川井）、または各保育所（園）、認定こども園、幼稚園にあります。

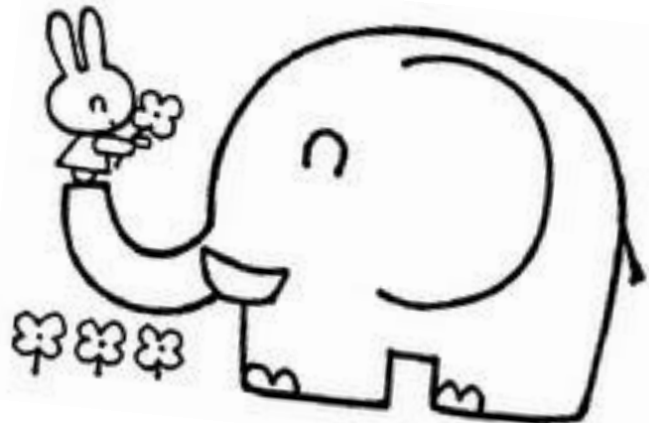
- ① 保育所（園）、認定こども園宮古ひかり（保育所機能）、認定こども園あかまえこども園（保育所機能）、家庭的保育ルームつくしんぼ、子育てサポートセンターククナの家に入所希望の方
必要書類を準備いただき、**市こども課へ提出してください。**
- ② 認定こども園宮古泉幼稚園（幼稚園機能、保育所機能）、認定こども園そけい幼稚園（幼稚園機能、保育所機能）、認定こども園宮古ひかり（幼稚園機能）、認定こども園あかまえこども園（幼稚園機能）、小百合幼稚園に入園希望の方
必要書類を準備いただき、認定こども園、幼稚園へ直接提出してください。
- ③ 広域入所希望の方
近隣の他市町村で勤務、里帰り出産、転勤予定があるなどの理由で、宮古市以外の保育施設に入所を希望の場合は、宮古市を通じて入所申し込みを行います。日数に余裕をもってご相談ください。

(3) 入所申込の提出期限

- ・年度途中（5～3月）入所…入所を希望する月の、前月15日（閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日まで）
- ・翌年4月入所…11月頃に「広報みやこ」でお知らせします

【市内 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）一覧】

公私	施設名	住所	電話	受入年齢	定員	開園(所)時間 (預かり保育時間)	利用可能サービス				
							預かり保育	休日	障がい児	病後児	一時
私	小百合幼稚園	宮町 1-2-14	64-0388	3歳～	90	8:30～ 14:00 (7:30～ 8:30、 14:00～ 18:30) ※土曜日・ 長期休業日の 預かり保育は 7:30～ 18:30	○				
私	認定こども園 宮古泉幼稚園 (幼稚園機能)	上鼻 2-6-6	62-6365	3歳～	80		○				
私	認定こども園 宮古ひかり (幼稚園機能)	西町 3-3-26	62-6845	3歳～	61		○				
私	認定こども園 そけい幼稚園 (幼稚園機能)	磯鶏沖 4-20	62-8678	3歳～	80		○				
私	認定こども園 あかまえこども園 (幼稚園機能)	赤前 3-14-11	67-3340	3歳～	9		○				



【市内 保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・家庭的保育事業所一覧】

公 私	施設名	住所	電話	受入 年齢	定 員	開園（所）時間 保育標準時間 （延長保育時間） ※実施施設のみ 保育短時間	利用可能サービス				
							延 長	休 日	障 がい 児	病 後 児	一 時
公	愛宕保育所	愛宕 1-1-26	62-3472	6か月～	45	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 「保育標準時間」 「保育短時間」に ついては、2ページ で説明しています。 </div> 標準時間： 7:30～18:00 短時間： 8:00～16:00					
公	千徳保育所	千徳町 5-31	62-4108	6か月～	60						
公	小山田保育所	小山田 2-7-3	62-0875	6か月～	120				○	○	○
公	山口保育所	山口 5-2-1	63-0442	6か月～	45						
公	佐原保育所	佐原 2-8-8	63-5846	1歳～	70				○		
公	磯鷄保育所	上村 2-5-6	62-3076	6か月～	45						
公	崎山保育所	崎山 3-1-2	64-0191	6か月～	60						
公	田老保育所	田老三王 1-1-6	65-7337	6か月～	70				○		○
公	新里保育所	茂市 2-146-1	72-2318	6か月～	70				○		○
公	津軽石保育所 （指定管理）	津軽石 4-40-8	67-2217	6か月～	60	標：7:30～18:30 短：8:00～16:00					
公	花輪保育所 （指定管理）	花輪 4-2-1	69-2249	6か月～	60						
私	常安寺保育園	沢田 4-1	62-5624	6か月～	60	標：7:30～18:30 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	宮古保育園	保久田 1-5	62-3929	6か月～	56	標：7:30～18:30 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	いずみ保育園	上鼻 2-6-6	71-2323	6か月～ 3歳未満	50	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	いずみ保育園 分園	近内 3-8-23	65-6810	6か月～ 3歳未満	35	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	認定こども園 宮古泉幼稚園 （保育所機能）	上鼻 2-6-6	62-6365	3歳以上	130	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	認定こども園 宮古ひかり （保育所機能）	西町 3-3-26	62-6845	6か月～	69	標：7:00～18:00 （延長保育 19:00） 短：9:00～17:00	○				
私	認定こども園 そけい幼稚園 （保育所機能）	磯鷄沖 4-20	62-8678	3歳以上	70	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	認定こども園 あかまえこども園 （保育所機能）	赤前 3-14-11	67-3340	6か月～	60	標：7:00～18:00 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	認定こども園 あかまえこども園 さくらんぼ分園 （保育所機能）	黒森町 2-17	63-8738	6か月～ 3歳未満							
私	家庭的保育ルーム つくしんぼ	上鼻 2-5-13	77-5559	6か月～ 3歳未満	5	標：8:30～18:00 短：個別対応					
私	子育てサポート センター ククナの家	上村 1-11-19	070-2014-3967	6か月～ 3歳未満	5	標：8:30～18:00 短：個別対応					